

南越前町訓令第1号

南越前町公共工事前払金取扱要綱の全部を改正する要綱

南越前町公共工事前払金取扱要綱(平成17年南越前町訓令第14号)の全部を次のように改正する。

南越前町公共工事等前払金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、南越前町財務規則(平成17年南越前町規則第37号)第74条第3項の規定により南越前町公共工事等で請負に付するものについて、公共工事前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証に係る工事等に限り、前払金の特約をすることができる範囲、割合及びその他取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(前払金の範囲)

第2条 1件の請負代価が1,300,000円以上の工事において、その材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に必要な経費に相当する額を含むもの。

2 請負代価が1,300,000円以上で、納入に3月以上の期間を要する工事用機械類の製造に要するもの。

3 1件の請負代価が1,300,000円以上の設計及び調査において、その材料費、労務費、機械購入費(当該調査及び設計において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額を含むもの。

4 1件の請負代価が1,300,000円以上の測量(法第2条第1項に規定する測量をいう。)において、その材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運

賃、修繕費及び保証料に相当する額を含むもの。

(前払金の額)

第3条 前条第1項の工事については、次の各号に定める範囲内の額とし、10万円未満切り捨てとする。

(1) 請負代価の100分の40以内の額

(2) 前号の前払金に追加して支払う中間前払金については、次に掲げる条件に該当する場合に限り、請負代価の100分の20以内の額とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額は、請負代価の100分の60を超えてはならない。

ア 工期の2分の1を経過していること

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代価の2分の1以上の額に相当するものであること

2 前条第2項の機械類の製造については、請負代価の100分の30以内の額とし、10万円未満切り捨てとする。

3 前条第3項の設計及び調査及び同条第4項の測量については、請負代価の100分の30以内の額とし、10万円未満切り捨てとする。

(中間前払金の認定)

第4条 中間前払金の支払を受けようとする者は、認定請求書(様式第1号)に、工事履行報告書(様式第2号)を添えて提出しなければならない。

2 前項の認定請求があったときは、前条第1項第2号に掲げる要件を満たしているか否かを審査し、適当と認めるときは認定調書(様式第3号)を7日以内に受注者に通知するものとする。この場合、工事履行報告書等の出来高について疑義があるときは、別途根拠となる資料の提出を求めることができるものとする。

3 出来高部分払の支払を受けた後においては、中間前払金を請求することはできないものとする。

(継続費又は債務負担行為における取扱い)

第5条 継続費支払の2年以上に亘る契約(債務負担行為に基づく契約を含む。)における前払金及び中間前払金については、各年度の年割額に応じた金額に対して支払うことができるものとする。

2 前払金は、原則として当該年度に基づく各年度の工事又は製造等の出来高予定額とし、そのうち第1年度に係るものは、契約締結の当初に支払い、以後の年度に係るものは、当該各年度の当初に支払うものとする。

(前払金の請求手続)

第6条 前払金を受けようとするものは、落札後、保証事業会社の保証証書の原本を添えて前払金の請求をしなければならない。

2 中間前払金を受けようとするものは、第4条第2項の認定を受けたあと、前項に規定する保証証書の原本を添えて中間前払金の請求をしなければならない。

(前払金の支払)

第7条 前払金の支払は、当該請求があった日から起算して14日以内に請求者が指定する金融機関の別口普通預金口座に振り込むものとする。

(部分払)

第8条 前払金の支払を受けている場合における部分払の金額の計算方法は、次のとおりとする。

部分払の額 \leq 請負代金相当額 \times (9/10-前払金額/請負代金額)

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

南越前町長 様

(受注者名)

住所：

商号または名称：

代表者名：

印

認 定 請 求 書

南越前町公共工事等前払金取扱要綱第4条第1項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

契 約 日：

工 事 名：

工 期： 自
至

工 事 場 所：

請負代金額： ¥

様式第2号(第4条関係)

工事履行報告書

工事名			
工期	～		
日付	(月分)		
月 別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄) 受注者名 :			

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

様式第3号(第4条関係)

認定調書

契約の相手方		
工 事 名		
工 期	自	至
契 約 金 額	¥	
摘 要		

上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。

年 月 日

南越前町長

印